

介護福祉士を目指す方に、学費・就職準備金等が無利子で貸し付けます

平成30年度 埼玉県介護福祉士修学資金貸付のご案内

埼玉県社会福祉協議会では「**埼玉県介護福祉士修学資金貸付事業**」を行います。

この貸付金は、指定介護福祉士養成施設を卒業後、**介護福祉士として埼玉県内の社会福祉施設等で5年間介護業務に従事した場合、返還が全額免除**されます。

【貸付の概要】

貸付対象：平成30年度に県内指定介護福祉士養成施設(大学や専門学校など)に入学した在学生で、介護福祉士として県内社会福祉施設等に勤務する意思のある方。

貸付額：月額5万円以内

※貸付けの初回に入学準備金、最終回に就職準備金としてそれぞれ20万円、国家試験受験対策費用として4万円を加算できます。

貸付期間：県内の指定養成施設に在学している期間

貸付利子：無利子

募集期間：指定養成施設(学校)が設定した期間(※)

※受付期間は各養成施設(学校)により異なりますので必ず確認してください。

返還免除：指定介護福祉士養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士登録を行い、県内の社会福祉施設等に就職し、5年間継続して介護業務に従事した場合

※資金貸付の決定には審査を行います。申請時には各種の証明書類、また返還免除確認時には業務従事届等の届出書類が必要となります。



貸付内容や条件等の詳細は、募集開始時期に以下の県社協ホームページでご案内します。

URL:<http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

【貸付事業の問い合わせ先】

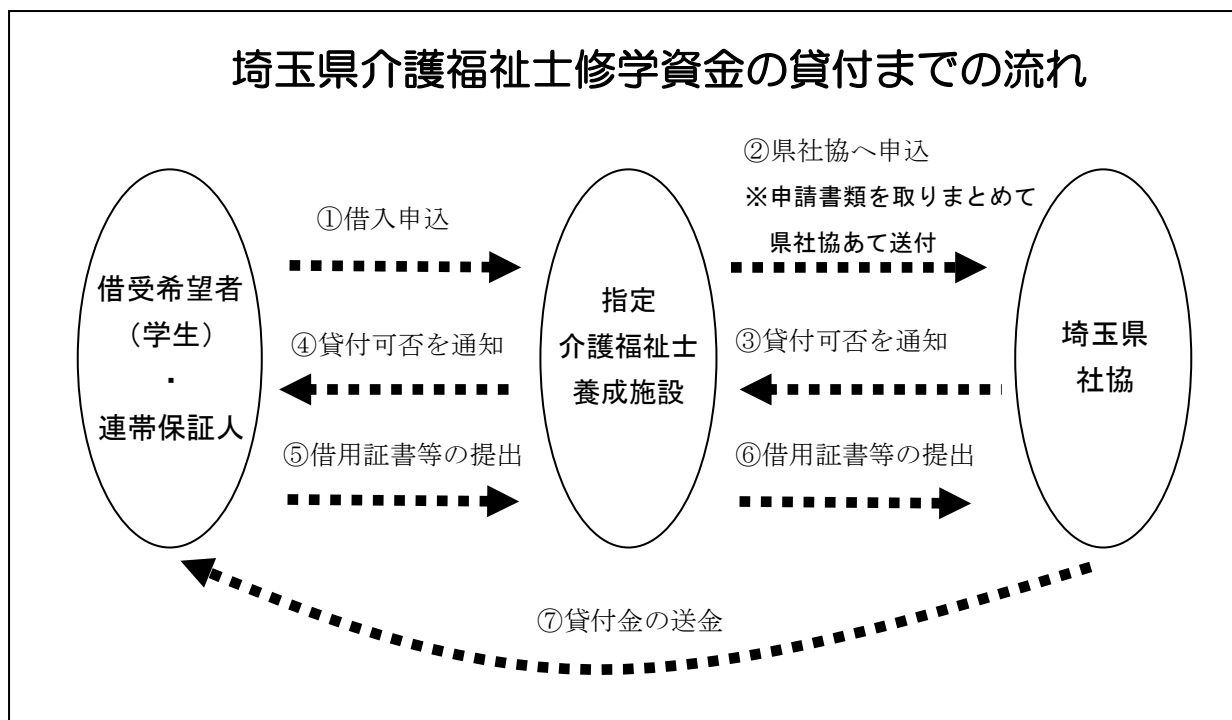
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 資金課

(電話) 048-822-1192

埼玉県 福祉部社会福祉課 施設指導・福祉人材担当

(電話) 048-830-3276

埼玉県介護福祉士修学資金の貸付までの流れ



申請前に確認いただきたいこと

- ・ この貸付制度を利用できる方は、平成30年度に埼玉県内の指定介護福祉士養成施設（大学・専門学校等）に入学し、在学している方です。
- ・ 申請書類は指定介護福祉士養成施設を通じて提出していただきます。希望される方は学生センター等にご相談ください。
- ・ 貸付には審査がありますので、審査の結果により貸付できない場合があります。なお、貸付人数は毎年度の予算の範囲内となります。
- ・ 申請時に貸付制度の規定に従うことを誓約していただきます（誓約書の提出）。
- ・ 退学された場合、または5年間の介護福祉士業務に就くことができなかった場合には、貸付・契約を解除し、貸付けた資金を返還していただきます。
- ・ 借受希望者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者）となります。なお、連帯保証人は、同等の債務を負います。

申請書類の受付について

- ・ 申請書類は、指定介護福祉士養成施設（学校）が取りまとめて、埼玉県社会福祉協議会に提出していただきます。
- ※受付の窓口、方法、期間は指定介護福祉士養成施設（学校）によって異なりますので、在学の学生センターや就職課等に必ずご確認ください。